

砂川市条例第1号
令和7年3月19日

砂川市開業医誘致等条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市開業医誘致等条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における診療所等の開設又は増設等（以下「開設等」という。）に要する費用の一部を助成し、開業医の誘致等を促進することによって、市の地域医療体制の充実を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）及び同条第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (3) 医療法人 医療法第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (4) 開業医 市内で診療所等を新たに経営しようとし、又は現に経営している医師又は医療法人をいう。
- (5) 誘致等 開業医の誘致又は診療業務の継続支援を行うことをいう。
- (6) 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名をいう。
- (7) 土地 診療所等の用に供するための土地をいう。
- (8) 建物 診療所等の用に供するための建物をいう。
- (9) 医療機器等 診療業務のために必要な機器、器具及び備品をいう。
- (10) 増設等 市内で診療所等を現に経営している医師又は医療法人が、診療機能の向上及び診療業務の継続を図るために真に必要な土地及び建物の取得若しくは賃借、建物の床面積を増加させる増築工事、建物の改修工事又は医療機器等の増設若しくは更新をいう。
- (11) 地元企業 市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する開業医とする。

- (1) 市内において積極的に医療活動を行おうとし、市の地域医療体制の充実に寄与しようとする者であること。
- (2) 当該助成金の交付後（当該助成金の交付が複数年度にわたる場合は、その初年度の当該助成金の交付後をいう。以下同じ。）、診療所等を継続して10年以上開業すると見込まれる者であること。
- (3) 市長が認める診療科名の診療業務を行う者であること。
- (4) 納付すべき税金に滞納がないこと。

(助成金の交付)

第4条 市長は、助成対象者に対し、次に掲げる助成金を交付することができる。

- (1) 土地及び建物取得費助成金
- (2) 医療機器等取得費助成金
- (3) 固定資産税等相当額助成金
- (4) 賃借料助成金
- (5) 在宅医療支援助成金
- (6) 人材確保支援助成金
- (7) 経営安定化支援助成金

2 前項各号に掲げる助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた助成金を交付するものとする。

(土地及び建物取得費助成金)

第5条 土地及び建物取得費助成金の額は、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した土地及び建物の費用の合計額（当該建物の取得に伴い、新築工事、増築工事又は改修工事（以下「新築工事等」という。）を行う場合は、当該新築工事等の費用を含む。以下「土地及び建物取得価格」という。）の100分の50に相当する額とし、その限度額は5,000万円とする。

2 前項に規定する建物の取得に伴う新築工事等を地元企業が行う場合における土地及び建物取得費助成金の額は、当該新築工事等の費用の100分の10に相当する額を加算した額とし、その限度額は6,000万円とする。

(医療機器等取得費助成金)

第6条 医療機器等取得費助成金の額は、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した医療機器等の費用の合計額（以下「医療機器等取得価格」という。）の100分の50に相当する額とし、その限度額は3,000万円とする。

(固定資産税等相当額助成金)

第7条 固定資産税等相当額助成金の額は、開業医が市内で診療所等の開設等をするために取得した土地、建物及び医療機器等に賦課された固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の税額の合計額に相当する額とし、その限度額は1年度につき200万円とする。

2 固定資産税等相当額助成金の対象期間は、固定資産税等が初めて賦課された年度から起算して5年度以内とする。

(賃借料助成金)

第8条 賃借料助成金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 開業医が市内で診療所等の開設等をするための土地及び建物の賃借に係る助成金の額は、当該土地及び建物の賃借料の100分の50に相当する額とし、その限度額は1年度につき450万円とする。

(2) 開業医が市内で診療所等の開設等をするための医療機器等の賃借に係る助成金の額は、当該医療機器等の賃借料の100分の50に相当する額とし、その限度額は1年度につき600万円とする。

2 前項第1号に規定する賃借料助成金の対象期間は同号に規定する賃借を開始した月の翌月から起算して10年以内とし、同項第2号に規定する賃借料助成金の対象期間は同号に規定する賃借を開始した月の翌月から起算して5年以内とする。

3 第1項第1号に規定する土地及び建物の賃借に伴い当該建物の改修工事を行う場合における土地及び建物の賃借料助成金の額は、当該土地及び建物の賃借料及び当該建物の改修工事に要する費用（以下「建物改修工事費用」という。）の合計額の100分の50に相当する額とし、その限度額は5,000万円とする。

4 前項に規定する建物の改修工事を地元企業が行う場合の賃借料助成金の額は、建物改修工事費用の100分の10に相当する額を加算した額とし、その限度額は6,000万円とする。

（在宅医療支援助成金）

第9条 在宅医療支援助成金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 開業医が市内で在宅医療を開始し、又は継続するために必要な物品の取得等に要する費用の助成金の額は、当該費用に相当する額とし、その限度額は1,000万円とする。

(2) 新たに市内で在宅医療を開始する開業医がその運営に要する費用の助成金の額は、当該費用に相当する額とし、その限度額は1診療所等につき200万円とする。

2 前項第1号に規定する在宅医療支援助成金の交付回数は、1診療所等につき1回限りとする。

3 第1項第2号に規定する在宅医療支援助成金の対象期間は、1診療所等につき在宅医療を開始した日から起算して10年以内とする。

（人材確保支援助成金）

第10条 人材確保支援助成金の額は、開業医が市内で開設した診療所等に従事する者であって、1年を超えて常時雇用されたもの（5人以内とする。以下「従事者」という。）の人件費等に要する費用に相当する額とし、その限度額は当該従事者1人につき100万円とする。

2 人材確保支援助成金の対象となる従事者は、前項に規定する診療所等を開設した日から起算して2年以内に雇用された者とする。

（経営安定化支援助成金）

第11条 経営安定化支援助成金の額は、開業医が市内で開設した診療所等の経営の安定化を図るための運転資金に相当する額とし、その限度額は1年度につき500万円とする。

2 経営安定化支援助成金の対象期間は、前項に規定する診療所等を開設した日から起算して3年以内とする。

（取得費助成金及び賃借料助成金を併せて助成する場合における限度額）

第12条 第5条に規定する土地及び建物取得費助成金並びに第8条第1項第1号、第3項及び第4

項に規定する土地及び建物の賃借料助成金を併せて助成する場合における当該助成金の額は、土地及び建物取得価格並びに当該土地及び建物の賃借料（同条第2項に規定する期間に係るものに限る。）の合計額の100分の50に相当する額とし、その限度額は第5条に規定する限度額とする。

2 第6条に規定する医療機器等取得費助成金及び第8条第1項第2号に規定する医療機器等の賃借料助成金を併せて助成する場合における当該助成金の額は、医療機器等取得価格及び当該医療機器等の賃借料（同条第2項に規定する期間に係るものに限る。）の合計額の100分の50に相当する額とし、その限度額は第6条に規定する限度額とする。

（助成金対象費用から控除する額）

第13条 第4条第1項各号に掲げる助成金の対象となる費用について、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受ける場合は、当該助成を受ける額を当該費用から控除する。

（助成金の交付申請）

第14条 第4条第1項各号に掲げる助成金の交付を受けようとする開業医（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付等の決定）

第15条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に規定する助成金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

（変更の申請等）

第16条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成開業医」という。）は、当該交付決定の内容に関し事業計画を変更しようとするときは、変更申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

（記載事項の変更の届出）

第17条 助成開業医は、第14条の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、前条第1項の規定に該当する場合を除き、速やかに、届出書により市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請の取下げ)

第18条 助成開業医は、第14条に規定する申請を取り下げるときは、届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第19条 助成開業医は、第4条第1項各号に掲げる助成金の対象となる事業の完了後（当該事業が複数年度にわたる場合は、その助成金の対象期間に属する年度ごとに当該事業が終了した日以後）、速やかに実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第20条 市長は、助成開業医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の交付決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から6月以上診療所等の業務を開始しないとき。
- (2) 助成金の交付後、正当な理由がなく、診療所等を1年以上休止し、又は10年未満で廃止したとき。
- (3) 医師免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第15条第1項に規定する助成金の交付決定又は第16条第2項に規定する変更の承認を受けたとき。
- (5) 第15条第2項又は第16条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。